

議案第 5 号

子どもと親の相談員等設置規程の一部を改正する訓令について

子どもと親の相談員等設置規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成22年3月10日

沖縄県教育委員会

(別紙)

子どもと親の相談員等設置規程の一部を改正する訓令

子どもと親の相談員等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第27号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

子どもと親の相談員設置規程

第1条中「児童生徒」を「児童」に、「及び生徒指導推進協力員(以下「相談員等）」を「(以下「相談員）」に改める。

第2条中「相談員等」を「相談員」に改める。

第3条第1項中「子どもと親の相談員」を「相談員」に、「児童生徒」を「児童」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童の問題行動等に関し児童の登校支援、学習支援に関すること。

第3条第2項を削る。

第4条から第10条までの規定中「相談員等」を「相談員」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

義務教育課

1 件名

子どもと親の相談員等設置規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成22年度より「子どもと親の相談員等設置規程」で設置している「生徒指導推進協力員」の職が廃止になるため、関連条項の改正を行う必要がある。
- (2) 平成22年度より「子どもと親の相談員」の職務を変更することに伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 「生徒指導推進協力員」の職を廃止する。(題名、第1条から第10条)
- (2) 「子どもと親の相談員」の職務を変更する。(第3条)
- (3) 訓令の施行は、平成22年4月1日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

新	旧
<p>○子どもと親の相談員等設置規程</p> <p>子どもと親の<u>相談員</u>設置規程</p> <p>子どもと親の<u>相談員</u>設置規程を次のように定める。</p> <p>子どもと親の<u>相談員</u>設置規程 (設置)</p> <p>第1条 <u>児童</u>の不登校、暴力行為、いじめその他の問題行動（以下「問題行動等」という。）の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に子どもと親の<u>相談員</u>（以下「<u>相談員</u>」という。）を設置する。</p> <p>(身分)</p> <p>第2条 <u>相談員</u>は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 <u>相談員</u>は、教育事務所の所長（以下「<u>所長</u>」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童</u>の問題行動等に関し<u>児童</u>及び<u>保護者</u>の話し相手、悩み相談に関すること。</p> <p>(2) <u>児童</u>の問題行動等に関し<u>児童</u>の登校支援、学習支援に関すること。</p> <p>(3) <u>児童</u>の問題行動等に関し<u>所長</u>が必要と認め指示した事項に関すること。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 <u>相談員</u>は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから<u>所長</u>の推薦により沖縄県教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」）という。）が委嘱する。</p>	<p>子どもと親の<u>相談員</u>等設置規程</p> <p>平成20年5月30日 教育委員会訓令第27号</p> <p>子どもと親の<u>相談員</u>等設置規程を次のように定める。</p> <p>子どもと親の<u>相談員</u>等設置規程 (設置)</p> <p>第1条 <u>児童</u>生徒の不登校、暴力行為、いじめその他の問題行動（以下「問題行動等」という。）の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に子どもと親の<u>相談員</u>及び<u>生徒指導推進協力員</u>（以下「<u>相談員</u>等」という。）を設置する。</p> <p>(身分)</p> <p>第2条 <u>相談員</u>等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 子どもと親の<u>相談員</u>は、教育事務所の所長（以下「<u>所長</u>」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童</u>生徒の問題行動等に関し<u>児童</u>及び<u>保護者</u>の話し相手、悩み相談に関すること。</p> <p>(2) <u>児童</u>生徒の問題行動等に関し<u>所長</u>が必要と認め指示した事項に関すること。</p> <p>2 生徒指導推進協力員は、<u>所長</u>の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 校内等の巡回、問題行動等の予兆の早期発見及び未然防止に関すること。</p> <p>(2) <u>児童</u>生徒の問題行動等に関し<u>所長</u>が必要と認め指示した事項に関すること。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 <u>相談員</u>等は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから<u>所長</u>の推薦により沖縄県教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」）という。）が委嘱する。</p>

(委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができ
る。
2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員
の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところ
による。

(勤務条件)

第7条 相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別
に定める。

2 相談員の1日の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、
かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるよう
な行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退
いた後も、また、同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めたと
きは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 子どもと親の相談員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が
別に定める。

(委嘱期間)

第5条 相談員等の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することが
できる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教
育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 相談員等の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職
員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定め
るところによる。

(勤務条件)

第7条 相談員等の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が
別に定める。

2 相談員等の1日の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 相談員等は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、
かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員等は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるよう
な行為をしてはならない。

3 相談員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を
退いた後も、また、同様とする。

4 相談員等は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、相談員等が次の各号のいずれかに該当すると認めたと
きは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 相談員等として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員等に関し必要な事項は、教育長
が別に定める。

1 子どもと親の相談員設置規程改正の必要性

(1) 嘱託員設置の経緯

平成18年度より国の委託事業（10/10）として事業を開始し、市町村への再委託にて事業を実施していたが、平成20年度より国の補助事業（1/3）に変更され、県にて事業を実施する必要があるため嘱託員を設置した。

(2) 嘱託員設置の必要性

小学校における暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校及び児童虐待等への適切な対応や未然防止を図るため、生徒指導体制の確立が必要である。

そのため、小学校に教育相談に知識と経験を有する「子どもと親の相談員」と生徒指導について知識と経験を有する「生徒指導推進協力員」を配置した。

(3) 嘱託員設置規程改正の必要性

ア 子どもと親の相談員・・・平成19年度から平成21年度まで実施した「子どもの生活リズム形成支援事業」の終了に伴い、この事業で活用し小学校に配置している嘱託員「児童生徒生活支援員」の利点を、同じく小学校に配置している「子どもと親の相談員」の職務に追加し、活用することで更なる効果があると考えられるため改正を必要とする。

イ 児童生徒推進協力員・・・実施事業が、委託事業（10/10）から補助事業（1/3）に変更になった際、予算が厳しいなか「子どもと親の相談員」を優先し平成21年度より配置していない。現在、スクールカウンセラーの小学校への配置の増、スクールソーシャルワーカーの配置が進んだことにより「児童生徒推進協力員」を廃止する。

2 子どもと親の相談員の業務内容等

(1) 資格要件

生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者

(2) 業務内容

ア 児童の問題行動等に関し話し相手、悩み相談に関すること

イ 児童の問題行動等に関し児童の登校支援、学習支援に関すること

ウ 児童の問題行動等に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること

3 嘱託員の報酬単価及びその根拠

(1) 報酬及び勤務日数等

ア 報酬：日額 3,100 → 6,200円（1日2 → 4時間勤務）

イ 勤務日数：月16日以内

(2) 根拠

沖縄県特別職に属する非常勤の報酬及び費用弁償に関する規則による

4 報酬にかかる予算措置状況

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業の報酬に計上
（嘱託員30人）